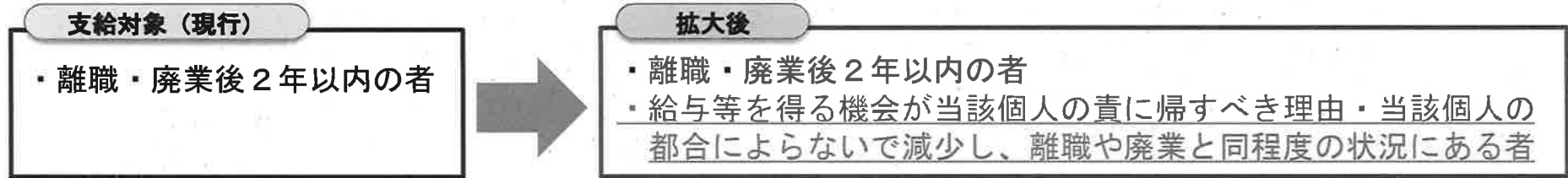


# 住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充(住居確保給付金の対象範囲の拡大)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、住居確保給付金を支給できることとする。(省令改正)



【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体)

【補助率】 3/4

- 【支給要件】
- 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと  
(東京都特別区の目安)単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
  - 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと(但し100万円を超えない額)  
(東京都特別区の目安)単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
  - 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

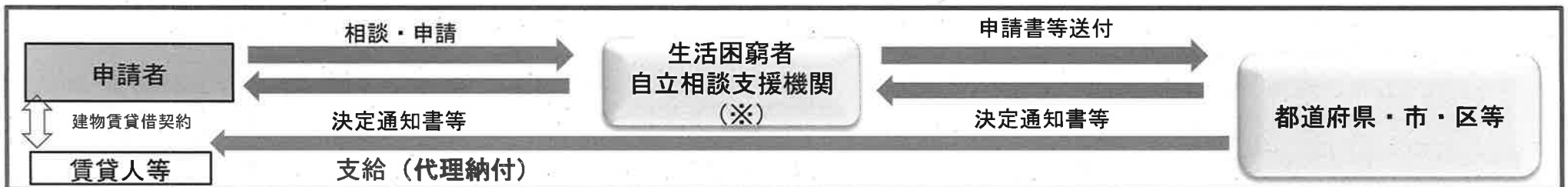
等

【支給額】 (東京都特別区の目安)単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※ 住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置